

平成29年度事業報告
平成29年8月21日から平成30年3月31日

特定非営利活動法人西部ろうあ仲間サロン会

総括

活動理念を『聴覚障がい者の一人ひとりが「在る」、よりどころが「在る」、地域の中に「在る」、そんな社会を作りたい』と掲げ、聴覚障がい者や関係者だけではなく、様々な人々が交流し「感覚的に障がいを理解する」人を増やすことで、聴覚障がい者をとりまく問題と共生社会の実現を具現化することを目的とし昨年開設し、6月に特定非営利活動法人(NPO法人)の申請を行い、8月21日から移行した。多くの賛同者の力を借りて、初年度以上に様々な事業を展開することができた。

会員等加入活動について

西部ろうあ仲間サロン会の趣旨に賛同していただける賛助会員を募り、資金援助を求めた。その他、サロン会の取り組みに参加できる方々をサポートとして募集し、協力を得ることができた。

[賛助・協賛会員(個人)] 77名

[協賛団体(企業)] 8団体

[サロンサポーター] 11名

活用した助成金等

[委託事業]

- ・西部圏域高齢聴覚障がい者等日中活動支援事業(86.6万円)

[助成金等]

- ・鳥取県トトリズム推進事業(130万円) カフェ、地域との交流、学校総合学習への参画等の実施
- ・鳥取県障がい者居場所づくり支援事業(50万円) サロン当番、わだや(カフェ)等の実施
- ・米子市まちづくり活動支援交付金事業(8万円) 難聴者・中途失聴者向け「おしゃべりサロン」実施
- ・太陽生命厚生財団事業(50万円) 見守り訪問事業の実施
- ・日本海新聞「子育てあんしんネットワーク助成事業」(10万円) 秋まつり、子ども企画等の実施
- ・2017年度中国ろうきんNPO立ち上げ助成事業(18万円) エアコン購入、プリンター購入
- ・イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン サロンcaféのエプロン購入、サロン衛生用品購入

各種事業実施について

1. 聴覚障がい者サロン事業(西部圏域高齢聴覚障がい者等日中活動支援事業)の実施

[目的] 高齢聴覚障がい者を中心に、利用者が一堂に会し交流等を図りながら情報の共有や活用ができ、その取り組みが認知症予防や介護予防につながることを目的とする。

[対象者] 鳥取県西部圏域在住の聴覚障がい者

[登録者数] 20名

[スタッフ] 6名

[開催回数] 月2回開催(おおむね隔週月曜日)

[開催場所] サロン会、公民館等

〔実施内容〕 ※参加者数は登録者のみで、スタッフ、ボランティアを除いた数

月	日	主な活動内容	場所	備考	参加者
8	21	認知症について	サロン会	講師：地域包括支援センター	12
9	4	食中毒について	サロン会	講師：生活安全課職員	13
	18	うどんde運動	サロン会	講師：米子市職員	15
10	9	秋まつり	加茂公民館・サロン会		20
	23	シュウマイづくり	サロン会		15
11	6	社会見学	出雲市・サロン会		17
	20	活動計画協議等	サロン会		12
12	4	折り紙教室	サロン会		14
	18	きのこカレーづくり	サロン会		13
	25	クリスマス会	サロン会		20
1	8	新年会・贈呈式	サロン会		16
	22	食事・嚥下について	サロン会	講師：地域包括支援センター	12
2	5	巻き寿司づくり	サロン会		18
	26	活動計画協議等	サロン会		18
3	5	膝・腰について	サロン会	講師：博愛病院	15
	19	介護施設見学	浜の絆・サロン会	講師：地域包括支援センター	17

(※参考：平成29年4月～8月20日までに7回実施済み)

2. ほっとくる訪問型見守り生活支援事業の実施

〔目的〕 高齢聴覚障がい者を中心に、支援員が利用者を訪問し交流等を図りながら情報の共有や活用をし、家族との関係づくりも行い、その取り組みが認知症予防や介護予防につながることを目的とする。

〔対象者〕 鳥取県西部圏域在住の聴覚障がい者

〔期間〕 平成29年8月21日～平成30年3月

〔利用者〕 13名

〔支援者〕 16名

〔実施場所〕 対象者自宅、障害者福祉施設、病院、高齢者施設等

〔実施回数〕 60回

(※平成29年5月～8月20日：16回実施済み)

3. 難聴者・中途失聴者向け事業の実施

■難聴者・中途失聴者向け 「おしゃべりサロン」の開催

〔目的〕 難聴者・中途失聴者またはその家族に対し、筆談や要約筆記などさまざまな方法でコミュニケーション楽しみながらとってもらい交流や情報交換等を目的とする。

〔対象者〕 難聴者・中途失聴者またはその家族等

〔参加者〕 10名

〔協力〕 鳥取県難聴者協会・BIRD' EYE、要約筆記の会「虹」・全国要約筆記問題研究会鳥取県支部

〔開催回数・会場〕 12月～3月まで月1回開催

昼の部：12月、1月、2月、3月 13:00～15:00 計4回 (サロン会)

夜の部：12月、1月、2月、3月 19:30～21:00 計4回 (サロン会)

■難聴者・中途失聴者向け 「交通安全講習会」の開催

[目的] 難聴者及び中途失聴者に対して、現在の交通安全に関する状況及び、事故回避策等を学ぶこと、
「交通事故を起こさない、遭わない」ための生活の方法を学ぶことを目的とする。

[日時] 2018年2月18日(日) 13:30~15:30

[場所] 米子コンベンションセンター

[講師] 鳥取県警察職員細谷由紀恵 巡査部長

[参加者] 10名

4. 研修等への講師派遣

企業等からの要望に応じた内容での講師派遣を実施。

[企業・団体等]

月日	内容	場所
9月7日(木)	啓発活動(講演)	鳥取市河原人権福祉センター
10月2日(月)	手話指導	日野町下榎隣保館
1月31日(水)	講演講師・手話学習	中央地区公民館研修謝金
2月16日(金)	講演講師(人権学習)	尚徳中学校
2月21日(水)	講演講師(PTA人権学習)	加茂小学校
2月25日(日)	講演講師	第8回鳥取県訪問リハ実務者研修会・在宅リハ研修会

[さかいみなと手話学習会]

月日	内容	場所
9月6日(水)	手話学習	境港市老人福祉センター
10月4日(水)	手話学習	境港市老人福祉センター
11月1日(水)	手話学習	境港市老人福祉センター
12月6日(水)	手話学習	境港市老人福祉センター
1月10日(水)	手話学習	境港市老人福祉センター
3月7日(水)	手話学習	境港市老人福祉センター

5. カフェの運営

地域住民や関係者の交流の場として実施。

スタッフが手話を紹介する手話メニューの実施、手話メニューに対するポイントカードの作成。

ミニ手話講座の開始:「鳥取の昔の手話・今の手話」

月日	場所	月日	場所
9月2日(土)	わだや小路	12月2日(土)	わだや小路
9月16日(土)	わだや小路	12月16日(土)	サロン cafe ルアナ
10月7日(土)	わだや小路	1月20日(土)	サロン cafe ルアナ
10月21日(土)	サロン cafe ルアナ	2月17日(土)	サロン cafe ルアナ
11月4日(土)	わだや小路	3月3日(土)	わだや小路
11月18日(土)	サロン cafe ルアナ	3月17日(土)	サロン cafe ルアナ

※平成29年4月~8月まで、各月1回第一土曜日:わだや小路 第三土曜日サロン cafe ルアナ実施。

6. 子ども企画

[目的] 聴覚障がい児にとって、同じ障がいのある先輩との交流は、自分の将来をイメージできる良い機会となっている。また、楽しむだけでなく、高齢聴覚障がい者から差別の歴史や、手話などを若い世代に伝承することを目的とする。

月日	内容	場所	備考
8月24日(木)	企画：学習・科学教室	サロン会	ろう3・聴5
12月25日(月)	クリスマス会	サロン会	ろう3

※平成29年4月：看板作成、平成29年8月：開放日(6日)、企画(2日)

7. 地域交流

■秋まつり

西部ろうあ仲間サロン会が地域の方々や関係者との交流を図ることを目的として開催。

[日時] 2017年10月9日(月・祝) 10:00~15:00

[会場] 加茂公民館

[内容] サロンcafe(飲み物、軽食、菓子)、マジック、サロン縁日、手話クイズラリー、科学教室、マジックショー、パトカー試乗、物忘れチェック、体力チェック、ミニ筆談ボード作り、フリーマーケット、ソフトクリーム販売

[協力団体等] 地域包括支援センター、両三柳交番、NPO法あおぞら、全要研鳥取支部、コーイン田中氏、鳥取県理学療法士会、米子幼稚園辻田園長、全要研

[参集者] 約200名

■小学校との交流

近隣小学校が総合学習を活用してサロン会を訪問。成人ろう者から手話やろう者の生活を直接学ぶ機会として実施。

[対象校] 米子市立加茂小学校

[対象児童] 小学3年生

■サロン会開放

サロン会の活動を広く地域住民の方々に知っていただくため、また、手話学習者等が気軽に立ち寄り、ろう者との交流を深めることができるように、週4回サロン会を開放し、様々な交流を行った。

[開放期間] おおむね毎週月、水、木、金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00

[その他] 開放日については、CS放送「目で聴くテレビ」視聴日に設定した。

■サロン会貸出

サロン会を地域住民の方々に知っていただくため、地域とのつながりづくりで、地域の自治会活動に利用をいただいた。

[年間] 6回

9. 手話通訳者の派遣

毎週土曜日・日曜日放送の中海テレビ放送コムコムスタジオに手話通訳の派遣を行った。

[期間] 毎週土曜日、日曜日

10. 新聞および広報誌等の掲載

[日本海新聞]

手鏡 8回：8月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月

研修旅行：2018年1月20日

中国ろうきんNPO 立上げ助成金贈呈式：2018年3月13日

[読売新聞] 地域×ライフ：2017年9月28日

[県政だより] トットリズム：2017年12月号

[さかいみなど] さかいみなど社会福祉協議会だより こだま 2017年9月号

[日野町] 下榎隣保館だより 2017年11月号

11. その他

[サロンだよりの発行]

サロン会の活動を周知する目的で、9月号を発行した。

(※参考：平成29年6月号発行)

[鳥取県手話施策推進協議会の傍聴]

第8回鳥取県手話施策推進協議会（9月5日開催）においてサロン会が取り上げられたため、傍聴を行った。

法人名： 特定非営利活動法人西部ろうあ仲間サロン会

活動計算書(平成29年8月21日～平成30年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員登録受取会費	4,000	
賛助会員受取会費	195,000	199,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	1,774,553	1,774,553
3. 受取助成金等		
受取公的補助金	617,000	
受取民間助成金	780,000	1,397,000
4. 事業収益		
公的受託事業	866,000	
民間受託事業	1,056,500	
カフェ事業収益	164,280	
催事事業収益	73,600	2,160,380
5. その他収益		
受取利息	11	
雑収益	19,330	
使用料	3,000	
利用者負担金	107,560	
原稿料	8,688	138,589
経常収益計		5,669,522
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
謝金・手当	2,614,850	
送迎燃料費	370,854	2,985,704
(2) その他経費		
施設整備費	3,000	
事業費	1,200	
賃借料	217,500	
水道光熱費	53,940	
通信費	59,449	
消耗什器備品費	35,208	
印刷製本費	130,406	
通信運搬費	47,169	
保険料	65,540	
消耗品費	69,414	
旅費交通費	14,120	
交際費	6,000	
食糧費	207,952	
雑費	13,458	924,356
事業費計		3,910,060
経常費用計		3,910,060
当期正味財産増減額		1,759,462
前期繰越正味財産額		0
次期繰越正味財産額		1,759,462

法人名： 特定非営利活動法人西部ろうあ仲間サロン会

貸借対照表

30年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	2,093,062		
未収金	274,500		
流動資産合計		2,367,562	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			2,367,562
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	608,100		
流動負債合計		608,100	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			608,100
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		0	
当期正味財産増減額		1,759,462	
正味財産合計			1,759,462
負債及び正味財産合計			2,367,562

法人名： 特定非営利活動法人西部ろうあ仲間サロン会

財産目録

30年 3月 31日現在

(単位:円)

科目・摘要	金額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金			
現金	25,029		
山陰合同銀行	2,068,033		
ゆうちょ銀行	0		
中国労働金庫	0		
未収金 受託事業費等	274,500		
流動資産合計		2,367,562	
2. 固定資産			
固定資産合計		0	
資産合計			2,367,562
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金 謝金・手当	608,100		
流動負債合計		608,100	
2. 固定負債			
固定負債合計		0	
負債合計			608,100
正味財産			1,759,462

役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

西部ろうあ仲間サロン会

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	森田忠正		無
副理事長	杉本清司		無
理事	森田絵理		無
理事	笹間真智子		無
理事	田辺大起		無
理事	和田雅子		無
監事	和泉浩司		無
監事	瀬田篤		無

(備考)

- 1 「役名」の欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」の欄には、鳥取県特定非営利活動促進法施行条例第3条第1項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。